

三 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前	
<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 特定資産（不動産に限る。）に関する登記事項証明書その他の特定資産（権利の得喪及び変更の効力を第三者に対抗するために登記又は登録を要することとされているものに限る。）の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面</p> <p>「十・十一 略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>第九条 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 特定資産（権利の得喪及び変更の効力を第三者に対抗するために登記又は登録を要することとされているものに限る。）の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面</p> <p>「十・十一 同上」</p> <p>2 「同上」</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	